

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 服薬指導や薬剤情報提供の際には、患者のプライバシーに十分配慮することが必要ですが、相談用のスペースや投薬カウンターにパーテーションが設置されていない場合は、薬剤服用歴管理指導料などを算定することはできないのでしょうか。(匿名希望)

A 患者のプライバシーへの配慮は不可欠です。ただし、相談用のスペースがない、もしくは投薬カウンターがパーテーションで区切られていないといった理由だけで、薬剤服用歴管理指導料などの算定が認められないということはありません。

薬剤服用歴管理指導料などの薬学管理料の算定にあたっては、「患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない」とされています(表1)。また、基準調剤加算の要件では、「患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有すること」が努力規定として設けられています(表2)。

近年、患者から寄せられる苦情や意見のなかに、「薬剤の交付時にプライバシーへの配慮が足りない」といった指摘が散見されます。薬局において、患者のプライバシーへの配慮は不可欠であり、相談用スペースの確保や投薬カウンターへのパーテーションの設置など、設備面(ハード)での対応が望ましいことはいうまでもありません。ただし、そのような設備対応が行われていないという理由だけで、薬剤服用歴管理指導料などの算定が認められないということはありません。

もし、ハード面による対応が困難な場合には、例えば混雑時以外の時間帯に改めて来局してもらうようお願いしたり、時間があるときに後で薬局に電話してもらうな

表1 プライバシーへの配慮に関する規定①

別添3 調剤報酬点数表に関する事項 ＜薬学管理料＞ 薬学管理等は、 <u>患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならないものとする</u> 。なお、患者に対する服薬指導、服薬支援等を行う際に、日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資料(以下「服薬カレンダー」という。)を提供する場合には、患者から実費を徴収しても差し支えない。 区分10 薬剤服用歴管理指導料 (略)
--

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕
(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3より抜粋

表2 プライバシーへの配慮に関する規定②

第89 基準調剤加算 1 基準調剤加算1の施設基準 (13) 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について(平成26年1月21日薬食総発0121第1号)の別添に掲げる機能について整備するよう努めること。特に次に掲げる機能について <u>可能な限り整備するよう努めること</u> 。 ア <u>薬学管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有すること</u> 。 イ～ウ (略) 2 基準調剤加算2の施設基準 (11) 1の(6)から(13)までの基準を満たしていること。

〔特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)〕
(2014年3月5日、保医発0305第2号)別添より抜粋

ど、ソフト面での対応を工夫することも可能なはずですが、患者と相談しながら、状況に応じて丁寧に対応することが求められます。